

是時名と散田 (四)

『西福寺文書』年末詳二月二十八日付
是時名・久延名作職重書をめぐって

寺 下 一 義

註

(1) 以上の記述は、『国史大辞典』の「散田」・「浮名」・「浮免」・「間田」・「公事免」・「公事名」・「一色田」・「免田」、および『日本史大事典』の「散田」の項参照。
(2) 織田庄に関する研究については、『福井県史』資料編5中・近世三所収「山岸長家文書」の解題

を参照されたい。この中で、宮川満氏は、散田化を名主の公事・夫役拒否による新名の解体と捉え、河村昭一氏は、名主層の階層分解(職の分化)が散田化の名の解体をもたらしたとされる。また、古田憲司氏は、庄園領主が全生産物を収奪せんがために強制的に散田化したとされ、松浦義則氏も庄園領主が本役年貢以外の剩余部分を散田として直接掌握したと説明される(同書の解説「中世史料について」)。これに対し、神田千里氏は、散田を名の本年貢取機能を果たすために編成された、名の一部をなす取取単位と規定された。

(3) 西福寺は、『統浄土宗全書』第一九卷所収「蓮門精舎旧詞」第四四冊によれば、山号を「大原山」、院号を「妙華院」と称する浄土宗鎮西派中本山格の古刹である(末寺数は、「西福寺古図」に「塔頭十一院 末寺五十三ヶ寺」とあり、「蓮門精舎旧詞」では、五一の寺院名・庵名を記すが、近代に至り、四八ヶ寺となる)。「越前国名蹟考」卷之一には「勅願所原ノ寺とも云」(『新訂越前国名蹟考』二二四頁)と記されるが、現在も地元では「原のお寺」として親しまれている。なお、西福寺領を総括的に扱った研究としては、須磨千頼氏の「越前国野坂荘内西福寺領の考察」(一)・(二)

(4) 良如は、『西福寺縁起』(『福井県史』資料編

8中・近世六所収「西福寺文書」二七一。以下、特に断らない限り、敦賀市所在の史料は同書に依拠)や『浄土宗全書』第一七卷所収「鎮流祖伝」卷第四・「新撰往生伝」卷之三、あるいは『浄土宗全書』第一九卷所収「浄土伝灯総系譜」上などによれば、康永三年(一三四四)の誕生、応安元年(一三六八)八月、二五歳の時に西福寺を開創し、応永十九年(一四二二)二月三日、六九歳で示寂している。さらに、良如が西福寺の開創であることを示す徴証は、『西福寺文書』二二・二六・二七・三〇・七七などに求められる。

(5) 『西福寺文書』二四。
(6) 楽音寺は、『西谷』(原地籍地の「西谷」か)と称される地にあった(『西福寺文書』二九)。文安当時、独立していたと見られるが、文龜三年(一五〇三)九月一日付西福寺々領目録(同一四九)では「塔頭」のひとつとして記され、末寺化している。

(7) 『西福寺文書』一一〇(全文を註17)に記載。
(8) 『西福寺文書』一一五(全文を註45)に記載。
河村昭一氏は、二度の裁決について、敦賀郡代甲斐久衡の裁決を不服とした楽音寺が守護のもとへ控訴したとされる(『福井県史』通史編2中世四七一―二頁)。しかし、楽音寺が久衡の裁決に従わず、なお不法行為を続けたため、西福寺が上訴

寺下 是時名と散田(四)

若越郷土研究 四十二巻六号

した可能性も否定できない。

- (9) 『西福寺文書』一一六。(4)は文安元年(一四四四)四月一三日、あるいは同二年(一四四五)七月一日以前の書状であろう。(5)は不詳であるが(4)が文安二年(一四四五)七月一日以後のものであることは確実である。なお、『福井県史』などでは文書名を「是時名作職重書」とするが、冒頭に「是時・久延名作職得替事之通用兩名、端裏に「兩名の定書」と記されている以上、「是時名・久延名作職重書」または「原名作職重書」とする方が適当と考える。
- (10) 阿部猛「中世末期における在地構造の一考察―越前敦賀郡の場合―」(『日本歴史』一一〇、一九五七年。のち同氏著『中世日本荘園史の研究』〈大原新生社、一九六七年〉に所収)。
- (11) 「二十一口評定引付」明徳五年(一二三四)正月二二日条(大日本古文書『東寺文書之三』)所収「東寺百合文書」ち一。
- (12) 同右、同年三月二日条。
- (13) 『国史大辞典』の「散田」・「間田」の項参照。
- (14) 松浦義則「戦国大名朝倉氏領国と寺社領」(福井大学教育学部紀要第三部『社会科学』三三、一九八三年)。なお、①③で、「如法なんき」以外の「」内文言は、同論文からの引用。
- (15) 松浦氏の言われる作職改替によって、一三人な

いし八人すべての耕作権や年貢請負が不安定なものに止められていたとは必ずしも断定できない。たとえば、作人の方から作職を返還したり、死亡したりすることも想定され得る。

- (16) 寺庵が門前百姓と密接なつながりを持ち、百姓の屋敷・田地までも知行していたことの徴証は、高原庵性知と了円との関係に求められる(『西福寺文書』二五・二九)。楽音寺も、このような結び付きから介入してきたものと推察される。
- (17) 文安元年(一四四四)四月一三日、甲斐久衛は是時名の名主職を西福寺に安堵した際、楽音寺の下地自専を理由なきものと咎めている(『西福寺文書』一一〇)。

越前国敦賀郡榑河郷西福寺領内是時名之名主職之事、依為相伝分明、御判等頂戴之上者、有限年貢等無不法致沙汰、任本文書冒聊不可有煩候処、楽音寺門前之者依為作職、彼住持此下地可自専条、無其謂候、於向後及異儀者、公方様之任御判之旨、可被成敗者也、

文安元年
卯月十三日 久衛(花押)

西福寺 侍者御中

- (18) 阿部、註(10)前掲書一一頁。また、船岡誠氏も「中世寺院の一存在形態―敦賀西福寺の事例―」(『日本宗教史研究年報』2、一九七九年)で作職を得分権と見ており、加地子名主職に相当する

ものとされる。

- (19) 稲垣泰彦「中世の農業経営と収取形態」(岩波講座『日本歴史』6中世2〈岩波書店、一九七五年〉)。のち同氏著『日本中世社会史論』(東京大学出版会、一九八一年)に所収。

(てらした かずよし)